



Contents

目次

海外法律動向	1	YOU ME便り	6
・ 2027年改正中国商標法の概要		・ 金明智弁理士が入社	
海外短信	3	知識財産権関連情報	6
・ タグリッソ特許紛争、実施可能要件が覆した1億ドルの陪審評決		・ 韓国の知識財産処が疎通型協議審査を実施	
・ イルミナ判決からみる企業IP管理の重要性と示唆点		・ グローバルTOP戦略研究団の紹介	

海外法律動向

2027年改正中国商標法の概要

弁理士 金成桓

改正中国商標法が2026年6月26日の第14期全国人民代表大会常務委員会第23回会議で可決されて2027年1月1日から施行される予定である。今回の改正で中国商標法は、従前の8章73条から9章87条に増え、特に「第2章 商標登録の要件」が新設された。改正された中国商標法は「登録重視」から「使用義務の強化」へその重心を移しているが、以下でこれについて考察する。

1. 中国商標法の主な改正内容

改正された中国商標法の核心は、悪意のある商標出願に対する規制を強化し、実際の商標権者の保護を拡大強化することにあると言える。すなわち、使用計画がないにも拘らず他人のブランドを先占しようとする出願に対する制裁が強化され、馳名商標(中国国内で広く認知されている商標)の保護範囲が拡大することによって、他人のブランドを模倣したり予め権利を確保しようとする悪意のある出願は難しくなった。これにより、中国でビジネスを営む外国企業にも友好的な商標使用環境が開かれるとみられる。一方、商標使用と関連する管理規定が強化されて消費者が誤認する可能性のある方式で登録商標を使用する場合、罰金などの行政処分および登録取消が可能となり、オンライン上の商標使用も法律上の使用と明確に認めた。また、商品の品質、原材料、機能、用途などを誤認させる商標使用に対する規制が強化された。下表に中国商標法の改正内容を整理する。

NO	主な改正内容	改正内容の説明
1	オンライン上の商標使用を「法律上の使用」と規定	・ インターネット上の商標使用を法律上の商標使用に含む ・ 不使用取消審判または商標侵害訴訟において「電子商取引販売画面、公式ホームページ、ライブコマース動画、アプリ画面、SNS広報資料」を商標使用証拠として積極活用可能

2	悪意のある商標出願に対する規制の強化	・「使用意思がない悪意のある出願」の従前の概念をより客観的な基準に変更 ・「正常な生産および経営需要を顕著に超える商標出願」は審査時に拒絶される可能性があり、最大10万中国元の行政処罰賦課も可能 ・模倣出願が減少し得るが、防御目的の出願は良くない影響を受ける可能性がある
3	馳名商標の保護の拡大	・未登録の馳名商標に対する保護の拡大 ・従前は中国で登録された馳名商標中心の保護が行われたが、今後は中国内における登録有無と関係なしに一定の著名性が認められる場合、非類似商品に対しても保護可能
4	商標使用管理義務の強化	・登録商標を消費者が誤認するように使用する時は次の法的制裁が可能 - 是正命令 - 罰金(最大違法売上額の5倍または25万中国元) - 登録取消 ・違法な商標使用または商標権侵害に対しては誰でも申告が可能であり、商標だけでなく、広告、製品説明および広報文に対する徹底した法律の検討が必要
5	職権による不使用取消制度の導入	・従前は第三者が請求してこそ可能であった3年不使用に対する商標取消審判以外に、中国の国家知識産権局(CNIPA)が職権により不使用商標に対する取消が可能
6	登録手続の迅速化および効率化	・商標異議申立期間を3ヶ月から2ヶ月に短縮 ・拒絶決定不服審判および異議申立手続の過程において、先行権利の確定を決定する他事件の結果を待つ必要がある場合に、審査中止を法律で明文化
7	動き商標制度の導入	・動き商標を商標出願が可能な標識の範疇に含めて商標として保護が可能

2. 示唆点

2027年改正中国商標法の施行に備えて以下の事項を事前に確認する必要がある。

- ・中国市場で新製品発売または広告・マーケティングの進行時、商標だけでなく、製品名、スローガン、広告文などの消費者誤認の可能性に対する事前の点検
- ・オンライン販売、ホームページ電子商取引プラットフォームなどにおける商標使用資料を体系的に管理
- ・商標権保護に必要な売上、広告、マスコミの報道など中国内におけるブランド認知度を立証できる資料を持続的に蓄積

- ・2ヶ月に短縮された異議申立期間に対応できるように商標モニタリングおよび権利の管理体系を点検
- ・中国市場におけるブランド運営および商標戦略に影響を与え得る施行規則と実務動向を持続的に確認



海外短信

タグリッソ特許紛争、実施可能要件が覆した1億ドルの陪審評決

弁理士 宋在成

2026年7月9日に米国連邦巡回区控訴裁判所(U.S. Court of Appeals for the Federal Circuit、以下、「CAFC」という。)は、ファイザー(Pfizer)の子会社であるワイス(Wyeth)とアストラゼネカ(AstraZeneca)との間の抗がん剤の特許紛争においてアストラゼネカを支持した。

本事件は、アストラゼネカの代表的な肺がん治療剤であるタグリッソ(Tagrisso、成分名はオシメルチニブ(osimertinib))がワイスの特許を侵害するか否かが問題となった事件である。2024年に陪審員団はアストラゼネカの特許侵害を認めたうえで、約1億750万ドルの損害賠償額を評決したが、その後、連邦地方裁判所は、当該特許が米国特許法上の実施可能要件(enablement)を満たさないという理由により陪審評決を覆した。CAFCもまた2026年7月9日にその判断を維持した。

タグリッソは、アストラゼネカの核心の抗がん剤である。したがって、本事件は単なるグローバル製薬会社間の特許紛争を越えて、広範囲に設定された医薬特許がどの程度まで明細書により裏付けられるべきかを示す事例である点に注目する必要がある。

1. 事件の経過

本事件で問題となった特許は、ワイスが保有する米国特許US10,603,314およびUS10,596,162である。これらの特許は、ゲフィチニブ(gefitinib)および/またはエルロチニブ(erlotinib)に耐性を表す非小細胞肺がん(NSCLC)を不可逆的EGFR阻害剤(irreversible EGFR

inhibitor)を用いて治療する方法に関するものである。

ワイスは、2021年にタグリッソがこれらの特許を侵害すると主張しつつ、アストラゼネカを相手取って米国のデラウェア州連邦地方裁判所に特許侵害訴訟を提起した。

2024年に陪審員団はワイスの特許が有効であり、アストラゼネカがそれを侵害したと判断したうえで、約1億750万ドルの損害賠償額を認めた。

しかし、アストラゼネカが陪審評決後に申請した法律問題としての判決(Judgment as a Matter of Law、JMOL)において、連邦地方裁判所は、ワイスの特許が実施可能要件を満たすことができず無効であると判断した。これにより、約1億750万ドルの陪審評決も効力を失った。

ワイスがこれに対して不服とし、CAFCに控訴したが、CAFCは2026年7月9日に連邦地方裁判所の判断を維持した。

時期	主な経過
2021年	ワイス(Wyeth)がアストラゼネカ(AstraZeneca)を相手取って特許侵害訴訟を提起
2024年5月	陪審員団が特許侵害を認めて約1億750万ドルの損害賠償を評決
2024年8月	連邦地方裁判所が実施可能要件の欠陥を理由として特許無効と判断
2026年7月9日	CAFCが連邦地方裁判所の判断を維持

2. CAFCの判断－広範囲な請求の範囲と実施可能要件

本事件の核心争点は、米国特許法35 U.S.C. § 112(a)による実施可能要件(enablement)であった。米国特許法上で明細書は、当業者が過度な実験(undue experimentation)なしに請求された発明の全体範囲を実施することができる程度に発明を開示しなければならな

い。特に米連邦最高裁判所は、2023年に *Amgen Inc. v. Sanofi* 判決により請求の範囲が広いほどその全体範囲に相応する実施可能な開示が求められるという原則を再確認した。

ワイスの特許は、特定の化合物に限定されずに、EGFRの特定のシステイン(cysteine)残基に共有結合する不可逆的EGFR阻害剤を幅広く内包していた。しかし、明細書で具体的に提示された化合物はEKB-569、HKI-272およびHKI-357など、一部に過ぎなかった。

特に、CAFCは、明細書に主に試験管内(*in vitro*)実験結果が記載されているに過ぎず、請求項で求める患者に対する実際「unit dosage(単位容量)」の具体的な実施例がないという点を重く見た。明細書には広い投与量の範囲が記載されていたが、各化合物に対してどのような容量を選択するべきか、または*in vitro*結果から実際の患者の治療容量をいかに導き出すべきか、に関する十分な指針が不足すると判断した。

そこで、CAFCは、当業者が請求の範囲に含まれる多様な不可逆的EGFR阻害剤に対して有効な投与量を決定するためには相当な試行錯誤が必要となるため、請求された発明の全体範囲が実施可能に記載されたと認めることができないと判断した。

ただし、本判決が医薬用途特許に実際の臨床試験データが必ずしも必要であるという意味ではない。CAFCも実際の臨床データがない治療方法特許が当然に実施可能要件を違反するわけではないとみなした。結局、問題は、請求の範囲の広さに相応する十分な実施例と技術的指針とが明細書に存在するか否かである。

3. 示唆点

本事件は、医薬・バイオ分野において広い特許権の確保と明細書の実施の可能性との均衡が重要であるという点を示している。

医薬発明では将来の競争物質まで含ませるために特定の化合物に限定せずに作用機序や機能を利用して請求の範囲を広く設定することが多い。しかし、請求の範囲を広く設定するほど当該範囲全体にかけて発明を

実施することができるという点を裏付ける実施例と技術的説明も共に求められる可能性が高い。

特に、新薬開発の初期段階では臨床試験データが十分に確保されていない状態で特許出願が行われることが多い。したがって、実際の患者の治療方法を請求したうえで*in vitro*データのみが確保されている場合には、動物試験の結果、容量-反応の関係、代表化合物別の投与範囲または投与量の決定基準など、*in vitro*の結果と実際の治療方法を連結することができる技術的根拠を可能な範囲内で明細書に含めることが重要である。

また、広い機能的請求項のみを確保するよりは、代表的な化合物に対する狭い請求項、一定の化合物群に対する中間範囲の請求項、および機能的特徴による広い請求項を段階的に構成する特許ポートフォリオ戦略も考慮する必要がある。

また、本事件では陪審員団が特許侵害と約1億750万ドルの損害賠償まで認めたにも拘らず、その後、特許自体が無効と判断されて結果は完全に覆った。これは、特許侵害訴訟またはFTO(freedom to operate)分析において、競争会社の製品が特許の権利範囲に含まれるか否かだけでなく、当該特許が新規性・進歩性・実施可能要件などの無効攻撃にも生き残れるか否かについても共に検討する必要があることを示している。

結局、今回の *Wyeth v. AstraZeneca* 判決は、医薬特許においては広い請求の範囲を確保することと同様に、その範囲を裏付ける十分な技術的開示を確保することが重要であるという点を再確認した事例である。

・関連資料

1. U.S. Court of Appeals for the Federal Circuit, *Wyeth LLC v. AstraZeneca Pharmaceuticals LP*, No. 2024-2325 (Fed. Cir. July 9, 2026).
2. Reuters, “US appeals court upholds win for AstraZeneca in Pfizer cancer drug patent fight,” July 9, 2026.
3. Reuters, “AstraZeneca gets \$107 mln Pfizer verdict overturned in US cancer drug patent fight,” Aug. 14, 2024.
4. Reuters, “Pfizer wins \$107.5 million from AstraZeneca in US cancer drug patent trial,” May 17, 2024. 

イルミナ判決からみる企業IP管理の重要性と示唆点

弁理士 金其聖

遺伝子分析の企業であるエレメント・バイオサイエンス(Element Biosciences, Inc.、以下、「エレメント社」という。)が提起した特許侵害訴訟において、2026年7月14日にドイツのミュンヘン第一地方裁判所は、イルミナ(Illumina, Inc.、以下、「イルミナ社」という。)とそのドイツの子会社がエレメント社のDE 11200800 0363の特許権を侵害したと判決した。今回の特許訴訟は、DNA塩基配列分析に使用されるイメージング方法に関するものであって、今回の判決により予想されるイルミナ社のグローバル市場戦略の変化と示唆点を中心に考察する。

1. ドイツ裁判所の判決およびその影響

裁判所は、今回の判決によりイルミナ社がドイツ内で対象特許の方法を直接使用したことに對して直接侵害の責任を問うた。これと同時に、特許方法を使用するに適したシーケンシングシステム、試薬キット、フローセルおよび試薬カートリッジを供給・提供した行為に對して間接侵害までも幅広く認めた。

今回の判決によって、イルミナ社は、ドイツ市場で侵害製品と消耗品の供給および販売が即時禁止されるだけでなく、既に顧客に販売したシステムおよび試薬キットに対しても全量リコールと返済命令を受けるなど非常に強い制裁を受けることとなった。

また、侵害行為による損害賠償の一環として侵害製品の数量、顧客情報、価格、広告および収益などに関する詳細な会計情報を提供しなければならず、イルミナ社の核心ラインアップであるMiSeqおよびMiSeqDxを含む製品群が今回の判決の影響を受けるようになる点を考慮すると、イルミナ社のドイツ内における供給網と売上に実質的な打撃は避けられないとみられる。

2. 他国への訴訟拡大の可能性

ドイツ裁判所の今回の判決は、単に一国の判決のレベルを越えてグローバル訴訟に拡大する可能性を大きく高めることとなった。特にエレメント社は、既に米国のデラウェア州連邦裁判所でイルミナ社を相手取ってファミリー特許5件に基づく特許侵害訴訟を進行中である。

エレメント社は、今回のドイツ勝訴判決に基づいて米国など他の主要市場における訴訟でも有利な立場を得ることができ、実際にエレメント社は、カリフォルニア州北部連邦裁判所でイルミナ社を相手取って反独占訴訟も同時進行しており、イルミナ社が受ける法的負担はより重くなる見込みである。

3. イルミナ社のグローバル市場戦略の変化予想

イルミナ社は、グローバル次世代の塩基配列分析(NGS)市場1位の企業であって、装備販売で顧客基盤を構築した後、その装備の専用試薬と消耗品を持続的に供給するビジネスモデルにより収益を創出する戦略を取っている。特に、試薬と消耗品の売上が全体収益の過半を占める売上構造を有している。

今回の判決が特許方法の直接的な使用だけでなく、主な収益源である試薬キット、フローセルおよび試薬カートリッジなどの消耗品までもを供給・販売を禁止したことを考慮すると、大きな打撃を受けたと予想される。反面、相対的に後発のシーケンシング開発企業であるエレメント社は、今回の判決によりイルミナ社の市場占有率を攻略する機会を得ることとなった。これにより、イルミナ社の技術ロードマップと市場戦略に大々的な修正が必要であると予想される。

イルミナ社は、ドイツ内の製品リコールや供給禁止措置によって損傷したブランド信頼度を回復させ、市場占有率の下落を防御しなければならない課題に直面している。特に、ドイツ裁判所の判決の影響を直接的に受ける欧州市場における特許侵害リスクを回避するために回避設計を強化し、エレメント社とのライセンス交

渉までも考慮しなければならないかもしれない。

また、訴訟結果による不確実性を最小化するために、グローバル供給網から侵害可能性のある部品や消耗品の売上依存度を低めるなどの戦略的变化も予想され得る。

4. 示唆点

イルミナ社とエレメント社の紛争は、特許権者の権利行使がいかに巨大企業のグローバル戦略を揺るがし得るかを示す代表的な事例である。

そこで、技術企業は、第一に、特許権者に有利なドイツ裁判所の性向を考慮して、企業の欧州市場への進出時にドイツ内の特許現況を最優先で点検する必要がある。

第二に、技術企業は、製品開発段階から競争会社の特許ポートフォリオを精密に分析し、特許侵害リスクが感知された場合、先制的に回避設計を導入したり、無効審判などによりリスクを排除する必要がある。

第三に、ファミリー特許または関連特許が多数の国に登録されている場合、一国の判決結果が他の国の訴訟および市場支配力に連鎖的な影響を与える点を考慮して、統合的なグローバルIP防御および攻撃戦略の設定が必要である。

今回の判決のように、市場の後発走者であるにも拘らず、強力な特許権の行使により選抜走者の市場占有率に直接的な影響を与え得る点は注目するに値し、これはグローバル技術企業の知的財産権管理の重要性を改めて悟らせることとなった。✕

YOU ME 便り

金明智弁理士が入社

金明智弁理士がYOU ME特許法人に入社し業務を開始しました。

・金明智弁理士

学歴：延世大学校 地球システム科学科 (2017)

経歴：弁理士試験合格 (2022)



知識財産権関連情報

韓国の知識財産処が疎通型協議審査を実施

弁理士 崔英蘭

2026年8月21日から韓国知識財産処が「疎通型協議審査」制度を試験運営する。出願人は、審査官が出願発明を完全に理解して審査を行うのか、明細書のみでは伝えられなかった出願発明の技術的本質を審査官に直接説明できる機会はないのか、疑問を抱くことがある。今回の「疎通型協議審査」制度は、このような出願人の疑問を解決するために設けられた。従前も協議審査制度は存在していたが、以下で今回の「疎通型協議審査」制度にはどのような差異があるのか詳細に考察する。

1. 従前の協議審査制度の概要

出願は、一般的に1人の審査官の検討により審査結果が導き出される。しかし、多様な技術が組み合わされた融複合技術においては単一の審査官の観点のみでは技術の全貌を完全に捕らえ難いこともある。したがって、知識財産処は、このような融複合技術に対しては3人の審査官が共に意見を交換しながら審査する方式である協議審査制度を運営してきた。これは審査官1人の意見よりは各技術分野の専門家といえる審査官3人が合意によって審査するほうがより正確な審査結果を導き出すことができるためである。

2. 「疎通型協議審査」と「従前の協議審査」との比較

今回実施される「疎通型協議審査」は、出願人が直接申請して行うことができる。すなわち、出願人と審査官が直接対面して意見を交換する「面談」制度と、3人の審査官の協議により審査結果の正確度を高める「協議審査」とが結合された形態とみることができる。すなわち、出願人は、「面談」による迅速かつ正確な意見交換の利点と「協議審査」による集団知性の活用の利点の両方を利用することができる。今回の「疎通型協議審査」制度と「従前の協議審査」制度を比較すると下表のとおりである。

NO	項目	疎通型協議審査	従前の協議審査
1	導入時期	2026年8月21日	2019年11月に融複合技術審査局の新設と共に導入したが、審査積滞により2023年から縮小して運営
2	開始の主体	出願人による申請	審査官による職権判断
3	審査対象の選定方式	出願人が必要時に申請した出願	審査官が協議の必要性を認めた出願を選定
4	申請手続	特許路(韓国知識財産処の電子出願ポータルサイト)を通じた申請および提出→面談申請および情報提供→補正案レビュー申請 (従前の補正案レビュー申請時に「審査官3人の協議審査申請」を選択)	職権進行で別途の申請手続は不要
5	申請時期の要件	1次意見提出通知を受けた後、補正案レビューを申請する出願 (補正案レビュー制度と連携運営)	該当事項なし
6	申請対象出願	制限なし	融複合技術関連の出願
7	手数料	無料	無料
8	申請要件	① 3人の協議の必要性が認められること ② 代理人が参加すること	該当事項なし
9	非対面進行の有無	画像会議または電話面談可能	該当事項なし
10	審査制限の有無	年間総500件、出願人1人当たり年間5件以下	該当事項なし

3.「疎通型協議審査」の活用戦略

次のような場合、「疎通型協議審査」制度を活用してみることができる。

- (1) 多数の技術が融合しており、書面のみでは当該発明の説明に限界がある場合
- (2) 意見提出通知に対して書面のみではその対応が難しい場合
- (3) 審査官が発明内容に対する異見がある場合、他の審査官を通して当該審査官の異見を解消する必要がある場合
- (4) 審査官に発明の核心内容を正確に伝達する必要がある場合
- (5) 海外出願前の重要な出願であって、綿密な権利範囲の設定が必要な場合

出願人は、1次意見提出通知を受けた後、補正案レビューを申請した上で「疎通型協議審査」で協議する補正案を事前に提出し、「疎通型協議審査」の結果に応じて最終補正書を提出すればよい。今回の制度は、米国特許出願の拒絶決定不服審判で行われる理由補充前協議請求(Pre-Appeal Brief Request for Review、PABRR)とその軌を同じくするものと言える。すなわち、米国では出願人の理由補充前協議請求により担当審査官、監督(supervisor)審査官および主任(primary)審査官の3人で構成された審査官協議体が事前検討を行うが、「疎通型協議審査」もその趣旨の側面では同じであるとみることができる。



グローバルTOP戦略研究団の紹介

YOU ME特許法人

韓国の科学技術情報通信部と国家科学技術研究会(NST)が政府出捐研究機関(出捐研)の大型融合研究のためにグローバルTOP戦略研究団事業を推進している。この事業には2024年に5団体、2025年に10団体が最終選定された。以下、このうち一部の事業団を紹介する。

1. SMR仮想原子炉プラットフォーム開発事業団

韓国原子力研究院(KAERI)が総括して、韓国電子通信研究院(ETRI)と韓国科学技術情報研究院(KISTI)とが共同参加する。核心技術は、スーパーコンピューティングを活用して実証実験を代替する高正確度の解析技術、GPU・スーパーコンピューティング応用技術、リアルタイムシミュレーター基盤のAI自律運転モデル、ユーザー中心の統合プラットフォーム技術から構成される。これらの技術を組み合わせて実物の小型モジュール式原子炉(SMR)の構築の前段階で、設計・許認可・運転を仮想環境で予め検証する仮想原子炉(V-SMR)プラットフォームを構築することによって、SMRの実証・設計・運営費用を節減し、運転者の操作ミスが発生しないSMR運営体系の具現を目標としている。2024年の第一次年度の事業時には機械工学、航空宇宙工学、コンピュータ工学、電子通信工学および原子力技術を融合する基盤環境を構築しており、2029年上半年にはウェブ基盤のクラウドコンピューティング形態のV-SMR試作品を公開する計画である。

2. 超巨大計算半導体戦略研究団

韓国科学技術研究院(KIST)が総括機関を担当し、ETRI、韓国標準科学研究院、韓国材料研究院、韓国基礎科学支援研究院など5つの出捐研が共に参加している。超巨大人工知能など今後急増する大規模演算需要

を担当する次世代コンピューティング半導体の源泉技術の確保を目標としている。次世代コンピューティング半導体は、常温で動作する確率ビット(p-bit)基盤の「ランダム演算半導体(RPU)」であり、GPUに比べて電力は1000分の1、組合せ最適化演算は理論上最高速度を具現することを目指している。超巨大計算半導体戦略研究団は、2024～2029年(800億ウォン)内に第1段階で目標であった256ビットを越えて2,000ビット級アレイ検証に成功した。

3. 宇宙航空半導体戦略研究団

韓国電子通信研究院(ETRI)が総括し、韓国航空宇宙研究院とSensoHub、Netsol、ChipsKなどの国内半導体企業が参加して極低温・高振動・高放射線の宇宙環境でも正常動作する半導体を研究開発する。開発製品は、次世代SoC(システムオンチップ)、窒化ガリウム(GaN)電力半導体、DC-DCコンバータ、GaNマイクロ波集積回路(MMIC)、光通信用光半導体、CMOSイメージセンサー(CIS)、磁気抵抗メモリ(MRAM)など衛星・発射体用半導体およびモジュールであり、開発と同時に宇宙環境認証まで完了することを最終目標としている。研究団は、2030年頃には海外の衛星・宇宙機関に実際に供給可能な水準の技術競争力の確保を目指している。

4. 極限環境革新型核融合ダイバータ戦略研究団

韓国核融合エネルギー研究院(KFE)が主幹となり、韓国材料研究院、韓国原子力研究院、浦項工科大学

(POSTEC)などが参加している。核融合ダイバータは核融合炉でプラズマが作り出す熱と粒子、そして核融合反応の残材物などの不純物を受け取って排出する装置であって、ドーナツ形状の真空容器底部に位置する。核融合ダイバータが耐えなければならない熱負荷は10～20MW/m²レベルで、これは極限的な条件であるため、タングステンなどの高融点素材と精密な冷却チャネルの設計、また高レベルの組立精度が求められる。研究団は、超高温プラズマが作り出す極限熱負荷に耐える核融合ダイバータの素材、構造および冷却技術を開発し、世界最高レベルのダイバータ性能評価インフラを国内に構築して国内ダイバータ産業の生態系自体を創り出すことを目標としている。

5. 超高感度の精密がん遺伝子分析研究団

韓国材料研究院(KIMS)のバイオ・ヘルス材料研究本部が主幹となり、金属ナノ構造基盤のマイクロアレイにプラズモニック信号増幅技術と選択的遺伝子増幅技術を組み合わせて、微細な光信号を増幅することによって、血液・尿のような液体生検検体から極微量の循環腫瘍DNA(ctDNA)とがん遺伝子の変異を超高感度に検出するプラットフォームを開発している。研究団は、既に初期(0～1期)大腸がん患者の血液と尿からKRAS遺伝子の変異を検出して、がん組織検査結果と90%以上の一致度を確認しており、この成果を肺がん・胃がん・血液がんなど他の癌腫に拡大適用して、1滴の血液で早期診断が可能なスクリーニング技術を高度化することを目標としている。



〒06134 大韓民国ソウル特別市江南区テヘラン路115 瑞林ビル
TEL: +82-2-3458-0102(日本語) FAX: +82-2-553-5254
E-mail: email@youme.com

上記YOU ME NEWSと関連してご意見またはご希望の資料などがありましたらいつでも弊所までご連絡下さい。

www.youme.com